

水道課からお知らせ

◆必ずご連絡を！水道の使用開始、休止

水道の使用開始や休止、建物の解体などのときは、必ず水道課上下水道お客様センターへ連絡ください。

なお、休止の連絡がない場合、水道料金を支払っていただくこととなりますので十分ご注意ください。

また、水道料金、下水道使用料のお支払いは、便利な「口座振替」をご利用ください。

口座振替の手続きは、各金融機関の窓口でお願いします。

◆水道メーター漏水ひとくちメモ
皆さんの自宅の外壁などに設置されている水道メーターに、漏水マークが表示されることがあります。

使用水量は検針月ごとの水量表示部の数値の差し引きで計算します。普段と比べて異常に多い場合や漏水マークが点滅または点灯している場合は、漏水の疑いがあるので連絡をお願いします。

【問合せ先】水道課上下水道お客様センター ☎②4001

◆悪質な訪問販売にご注意を！

例年、雪解けから秋にかけて「近くで工事をするので水質検査に来ました」などと、あたかも市役所と関係があるように装って、高額な浄水器を販売したり、下水道の排水管清掃を目的に多額の工事代金を請求したりする悪質な業者が訪問しています。

市では、戸別訪問による水質検査アンケート調査などは一切行っていませんので、十分ご注意ください。ただし、漏水調査などで委託職員など

《水道メーターの例》



が家庭を訪問するときは、必ず「職員証」を掲示します。なお、下水道排水管の清掃や修理などは、自宅の工事を行った指定工事に相談されることをお勧めします。

◆水洗便所等改造資金

市では、下水道の処理区域内で、くみ取り便所を水洗便所に改造する方や、し尿浄化槽から公共下水道に接続しようとする方に、改造資金の一部をお貸ししていますのでご利用ください。

【貸付金額・期間など】

▼工事費の90%以内で、便器1基45万円以内

▼貸付利息なし

▼償還期間50カ月以内

※詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】水道課工事係 ☎③178



水道料金が変わります

広報みかさ2月号でお知らせした水道料金は、今月検針から改定し5月請求分から上がります。

なお、4月1日以前から継続して使用している方は、経過措置を適用し6月請求分以降から新料金となります。

◆新料金の適用時期

偶数月の検針と毎月検針の方は29年6月請求分から、奇数月の検針の方は29年7月請求分から新しい料金となります。

<p>【偶数月の検針地域】 美園・幌内・清住・唐松・弥生・幾春別・奔別・桂沢</p>
<p>【奇数月の検針地域】 岡山・萱野・大里・多賀・幸・有明・若草・柏・高美・榊・若松・堤・本・宮本・本郷・いちきしり・川内・達布・美和</p>

【水道料金表】

()内は旧料金

用途別	基本水量	基本料金	超過料金
家事用	8m ³ まで	1,854円(1,615円)	1m ³ につき274円(239円)
業務用	10m ³ まで	2,609円(2,273円)	1m ³ につき321円(280円)
浴場用	100m ³ まで	14,460円(12,596円)	1m ³ につき170円(149円)
臨時用	10m ³ まで	8,758円(7,630円)	1m ³ につき772円(672円)

【問合せ先】水道課水道管理係 ☎②3178

全国統一防火標語「消しましょう その火その時 その場所で」

春の火災予防運動 4月20日～30日

～期間中毎晩8時のサイレンを合図に火の元点検～

この時季は、空気が乾燥し風も強く吹くため、小さな火の粉からでも火災が発生することが心配されます。特に次のことに注意しましょう。

ごみ焼きは法律で禁止されています

例年、ごみ焼きから野火などの火災が発生しています。ごみ焼きは法律で禁止されていますので、違反すると処罰の対象となります。指定の袋に入れ収集日に出しましょう。



たばこ火災の防止

毎年、たばこは火災原因の上位を占めています。寝たばこ、歩きながらのたばこ、吸い殻の投げ捨てはやめてください。また、灰皿で火が消えたことを確認し、専用容器に捨てましょう。

ホームタンクの点検を

- 灯油漏れがないか、次のことを確認しましょう。
- ▶ タンクや配管が変形したり破損していませんか。
- ▶ 室内ゴムホースのひび割れ、亀裂はありませんか。
- ▶ 例年と比較して、極端に給油の減り方が早くないですか。

住宅用火災警報器を設置していますか？

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。家族や自分自身を守るためにも、設置されていない家庭は早めに設置しましょう。

防火査察、防火訪問が始まります

ひとり暮らしの高齢者世帯などを中心に、消防職員が防火査察、女性消防団員が防火訪問を行います。火災予防以外でも何か困ったことや不安なことがありましたら、気軽にご相談ください。



【問合せ先】消防署消防係 ☎ 23499

- 【対象】 次のすべてに該当する方です。
 - ① 4月1日現在、市内に住所がある方
 - ② 30年3月31日時点で70歳以上の方
 - ③ 最寄りのバス停が次の区間にある方（幾春別町、清住西、三笠入口、地神宮）
 - ④ バスまたはタクシーを利用できる身体状況の方
- 【持参する物】
 - ① 印かん
 - ② 健康保険証など（本人の年齢や住所が分かるもの）
- 【交付内容】 最寄りのバス停から市立病院前までの片道運賃が200円を超える地域に住む70歳以上の方に、200円を超える金額分の回数券（52枚）を交付します。

市立病院への通院や市内中心部での買い物などに、中央バスやタクシーを利用する高齢者の方に、運賃の一部を助成する回数券を交付します。

高齢者バス回数券または
タクシー回数券を交付します

【問合せ先】ふれあい健康センター福祉係 ☎ 2010

不正使用が判明した場合は、使用済み金額を返還していただきます。



【申請受付日時・場所】

時間	9:00～12:00	14:00～17:00
4月 3日(月)	美園市民センター	
4日(火)	岡山市民センター	幾春別市民センター
6日(木)	唐松市民センター	弥生市民センター
7日(金)～ 30年3月30日(金)	ふれあい健康センター／8:30～17:00	